

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考 (変更理由)
<p data-bbox="528 562 902 596">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="572 1335 854 1369"><u>2021年11月25日</u></p> <p data-bbox="572 1482 854 1516">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2151 596">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1822 1335 2104 1369"><u>2021年12月28日</u></p> <p data-bbox="1822 1482 2104 1516">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)				
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="127 321 1276 632"> <tr> <td data-bbox="127 321 513 359">30 端末設備</td> <td data-bbox="513 321 1276 632"> 契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの(DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光ネットサービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置)、以下同じとします。)、LAN方式の配線および配線設備集約装置を含みます。 </td> </tr> </table>	30 端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの(DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光ネットサービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置)、以下同じとします。)、LAN方式の配線および配線設備集約装置を含みます。	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1374 321 2522 464"> <tr> <td data-bbox="1374 321 1760 359">30 端末設備</td> <td data-bbox="1760 321 2522 464"> 契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの </td> </tr> </table>	30 端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの	
30 端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの(DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光ネットサービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置)、以下同じとします。)、LAN方式の配線および配線設備集約装置を含みます。					
30 端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの					

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																				
<p>第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用 (1) 種類及び各種利用料等に係る料金の適用</p> <table border="1" data-bbox="148 388 1291 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5) コース2(光でんわ(M))の適用</td> <td> <p>ア コース2については、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供します。</p> <p>イ コース2には、以下のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="415 567 1276 1144"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (オール光タイプ)</td> <td>建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2 (LANタイプ)</td> <td>タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (VDSLタイプ)</td> <td>DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、コース2の契約者グループの契約者回線等(当社が別に定める光ネットサービス単独の契約者回線等を含みます。ただし、1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスに契約されている場合には1回線とします。)の数が暦月の初日に各タイプの規定を上回る場合に限り、光電話サービスを提供いたします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(5) コース2(光でんわ(M))の適用	<p>ア コース2については、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供します。</p> <p>イ コース2には、以下のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="415 567 1276 1144"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (オール光タイプ)</td> <td>建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2 (LANタイプ)</td> <td>タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (VDSLタイプ)</td> <td>DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、コース2の契約者グループの契約者回線等(当社が別に定める光ネットサービス単独の契約者回線等を含みます。ただし、1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスに契約されている場合には1回線とします。)の数が暦月の初日に各タイプの規定を上回る場合に限り、光電話サービスを提供いたします。</p>	区分	内容	タイプ1 (オール光タイプ)	建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの	タイプ2 (LANタイプ)	タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)	タイプ3 (VDSLタイプ)	DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)	<p>第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用 (1) 種類及び各種利用料等に係る料金の適用</p> <table border="1" data-bbox="1394 388 2537 871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5) コース2(光でんわ(M))の適用</td> <td> <p>ア コース2については、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供します。</p> <p>イ コース2には、以下のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1662 567 2522 672"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (オール光タイプ)</td> <td>建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、コース2の契約者グループの契約者回線等(当社が別に定める光ネットサービス単独の契約者回線等を含みます。ただし、1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスに契約されている場合には1回線とします。)の数が暦月の初日に各タイプの規定を上回る場合に限り、光電話サービスを提供いたします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(5) コース2(光でんわ(M))の適用	<p>ア コース2については、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供します。</p> <p>イ コース2には、以下のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1662 567 2522 672"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (オール光タイプ)</td> <td>建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、コース2の契約者グループの契約者回線等(当社が別に定める光ネットサービス単独の契約者回線等を含みます。ただし、1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスに契約されている場合には1回線とします。)の数が暦月の初日に各タイプの規定を上回る場合に限り、光電話サービスを提供いたします。</p>	区分	内容	タイプ1 (オール光タイプ)	建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの	
区分	内容																					
(5) コース2(光でんわ(M))の適用	<p>ア コース2については、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供します。</p> <p>イ コース2には、以下のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="415 567 1276 1144"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (オール光タイプ)</td> <td>建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2 (LANタイプ)</td> <td>タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (VDSLタイプ)</td> <td>DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、コース2の契約者グループの契約者回線等(当社が別に定める光ネットサービス単独の契約者回線等を含みます。ただし、1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスに契約されている場合には1回線とします。)の数が暦月の初日に各タイプの規定を上回る場合に限り、光電話サービスを提供いたします。</p>	区分	内容	タイプ1 (オール光タイプ)	建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの	タイプ2 (LANタイプ)	タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)	タイプ3 (VDSLタイプ)	DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)													
区分	内容																					
タイプ1 (オール光タイプ)	建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの																					
タイプ2 (LANタイプ)	タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)																					
タイプ3 (VDSLタイプ)	DSL方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)																					
区分	内容																					
(5) コース2(光でんわ(M))の適用	<p>ア コース2については、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供します。</p> <p>イ コース2には、以下のタイプがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1662 567 2522 672"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 (オール光タイプ)</td> <td>建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、コース2の契約者グループの契約者回線等(当社が別に定める光ネットサービス単独の契約者回線等を含みます。ただし、1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスに契約されている場合には1回線とします。)の数が暦月の初日に各タイプの規定を上回る場合に限り、光電話サービスを提供いたします。</p>	区分	内容	タイプ1 (オール光タイプ)	建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの																	
区分	内容																					
タイプ1 (オール光タイプ)	建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの																					

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																														
<p>第2表 工事に関する費用 第1 工事費 (3)新規・変更に係る工事費の区分 ア 新規・変更に係る工事については、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="139 394 368 428">工事の区分</th> <th data-bbox="368 394 1305 428">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="139 428 368 669">(ア) 交換機設定に係る工事費</td> <td data-bbox="368 428 1305 669">ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 669 368 942">(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費</td> <td data-bbox="368 669 1305 942">ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。 ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 942 368 1115">(ウ) 回線終端装置工事費</td> <td data-bbox="368 942 1305 1115">ア 回線終端装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は回線終端装置に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 1115 368 1352">(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費</td> <td data-bbox="368 1115 1305 1352">ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 1352 368 1524">(オ) 機器工事費</td> <td data-bbox="368 1352 1305 1524">ア 配線設備多重装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 1524 368 1730">(カ) 番号移転に係る工事費</td> <td data-bbox="368 1524 1305 1730">光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="139 1730 368 1866">(キ) 番号変更に係る工事費</td> <td data-bbox="368 1730 1305 1866">光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	(ア) 交換機設定に係る工事費	ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。	(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費	ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。 ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。	(ウ) 回線終端装置工事費	ア 回線終端装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は回線終端装置に係る工事費を適用しません。	(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	(オ) 機器工事費	ア 配線設備多重装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。	(カ) 番号移転に係る工事費	光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。	(キ) 番号変更に係る工事費	光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。	<p>第2表 工事に関する費用 第1 工事費 (3)新規・変更に係る工事費の区分 ア 新規・変更に係る工事については、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1386 394 1614 428">工事の区分</th> <th data-bbox="1614 394 2534 428">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1386 428 1614 669">(ア) 交換機設定に係る工事費</td> <td data-bbox="1614 428 2534 669">ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 669 1614 942">(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費</td> <td data-bbox="1614 669 2534 942">ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。 ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 942 1614 1115">(ウ) 回線終端装置工事費</td> <td data-bbox="1614 942 2534 1115">ア 回線終端装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は回線終端装置に係る工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1115 1614 1352">(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費</td> <td data-bbox="1614 1115 2534 1352">ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1352 1614 1558">(オ) 番号移転に係る工事費</td> <td data-bbox="1614 1352 2534 1558">光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1558 1614 1694">(カ) 番号変更に係る工事費</td> <td data-bbox="1614 1558 2534 1694">光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	(ア) 交換機設定に係る工事費	ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。	(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費	ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。 ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。	(ウ) 回線終端装置工事費	ア 回線終端装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は回線終端装置に係る工事費を適用しません。	(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	(オ) 番号移転に係る工事費	光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。	(カ) 番号変更に係る工事費	光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。	
工事の区分	適用																															
(ア) 交換機設定に係る工事費	ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。																															
(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費	ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。 ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。																															
(ウ) 回線終端装置工事費	ア 回線終端装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は回線終端装置に係る工事費を適用しません。																															
(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。																															
(オ) 機器工事費	ア 配線設備多重装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。																															
(カ) 番号移転に係る工事費	光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。																															
(キ) 番号変更に係る工事費	光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。																															
工事の区分	適用																															
(ア) 交換機設定に係る工事費	ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。																															
(イ) 端末設備設置、設定に係る工事費	ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。 ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。																															
(ウ) 回線終端装置工事費	ア 回線終端装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は回線終端装置に係る工事費を適用しません。																															
(エ) 契約者回線等の施設に係る工事費	ア 1の契約者回線等の施設に係る工事ごとに適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り。)、当社は契約者回線等の施設に係る工事費を適用しません。 ウ 当社は、上記の規定に関わらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。																															
(オ) 番号移転に係る工事費	光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号(当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。																															
(カ) 番号変更に係る工事費	光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更(変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り。))に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。																															

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備考(変更理由)
イ 別記1に定める提供区域に対して、次のとおり新規・変更に係る工事区分を適用します。		イ 別記1に定める提供区域に対して、次のとおり新規・変更に係る工事区分を適用します。		
工事適用種別	適用	工事適用種別	適用	
(A)	・コース1、コース2、コース3、コース5およびコース9のものについて、工事の区分(ア)乃至(キ)を適用します。 ・コース4、コース6、コース7およびコース8のものについて、工事の区分(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(キ)を適用します。	(A)	・コース1、コース2、コース3、コース5およびコース9のものについて、工事の区分(ア)乃至(カ)を適用します。 ・コース4、コース6、コース7およびコース8のものについて、工事の区分(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)を適用します。	
(B)	・当社は、工事の区分(ア)、(イ)、(カ)、(キ)を適用します。	(B)	・当社は、工事の区分(ア)、(イ)、(オ)、(カ)を適用します。	
(C)		(C)		
(D)		(D)		
2 工事費の額		2 工事費の額		
工事の種類	区 分	単 位	工事費の額 (税込価格)	
新規・変更 に係る工事	交換機設定 に係る工事	光電話の新規契約 に係るもの	1の同時音声通信可能 数に係る工事ごとに	1,000円 (1,100円)
		電気通信番号数又 は同時音声通信可 能数の変更に係る もの	1申込に係る工事ごとに	1,000円 (1,100円)
		付加機能に係るも の		
	端末設備設置、設定に係る工事	1の光電話アダプタに係 る工事ごとに		7,000円 (7,700円)
	回線終端装置工事費	1の工事ごと		7,000円 (7,700円)
	契約者回線等の施設に係る工事	1の工事ごとに		15,000円 (16,500円)
	機器工事費	1の工事ごとに		5,000円 (5,500円)
	番号移転に係る工事	1の電気通信番号に係る 工事ごとに		2,000円 (2,200円)
	番号変更に係る工事	1の電気通信番号に係る 工事ごとに		2,000円 (2,200円)
	解約に係る 工事	屋内残置工事費	1の工事ごと	0円 (0円)
軒先残置工事費		1の工事ごと	5,000円 (5,500円)	
引込線全撤去工事費		1の工事ごと	10,000円 (11,000円)	
備考		備考		
上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。 2 同一建物内における屋内配線および回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。 3 第7条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光電話サービス契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。		上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。 2 同一建物内における屋内配線および回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。 3 第7条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光電話サービス契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。		

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																				
<p>附 則</p>	<p>附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2021年12月28日から実施します。</p> <p>(経過措置) 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>(整理品目) 3 料金表 第1表料金 第1基本利用料 1適用 (1)種類及び各種利用料等に係る料金の適用における、(5)コース2(光でんわ(M))の適用の「タイプ2 (LAN タイプ)」及び「タイプ3 (VDSL タイプ)」については、2021年12月28日をもって提供を終了するものとします。</p> <p>第1表 料金 第1 基本利用料 1 適用 (1) 種類及び各種利用料等に係る料金の適用</p> <table border="1" data-bbox="1403 762 2573 1314"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(5) コース2(光でんわ(M))の適用</td> <td>イ コース2には、以下のタイプがあります。</td> </tr> <tr> <td>タイプ2 (LANタイプ)</td> <td>タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3 (VDSLタイプ)</td> <td>D S L方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、D S L方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用 (3)新規・変更に係る工事費の区分 ア 新規・変更に係る工事については、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="1403 1499 2573 1707"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(オ) 機器工事費</td> <td>ア 配線設備多重装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事費の額</p> <table border="1" data-bbox="1403 1745 2573 1885"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>工事費の額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規・変更に係る工事</td> <td>機器工事費</td> <td>1の工事ごとに</td> <td>5,000円 (5,500円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(5) コース2(光でんわ(M))の適用	イ コース2には、以下のタイプがあります。	タイプ2 (LANタイプ)	タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)	タイプ3 (VDSLタイプ)	D S L方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、D S L方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)	工事の区分	適 用	(オ) 機器工事費	ア 配線設備多重装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。	工事の種類	区 分	単 位	工事費の額 (税込価格)	新規・変更に係る工事	機器工事費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)	
区 分	内 容																					
(5) コース2(光でんわ(M))の適用	イ コース2には、以下のタイプがあります。																					
タイプ2 (LANタイプ)	タイプ1、タイプ3以外のもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)																					
タイプ3 (VDSLタイプ)	D S L方式の配線設備多重装置(契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、D S L方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光電話サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)を設置するもの ただし、契約者グループが8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。 (2021年12月28日をもって提供を終了)																					
工事の区分	適 用																					
(オ) 機器工事費	ア 配線設備多重装置の工事について適用します。 イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合(1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り)、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。																					
工事の種類	区 分	単 位	工事費の額 (税込価格)																			
新規・変更に係る工事	機器工事費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)																			